

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かつらぎ福祉会の役員及び評議員、その他各委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事（理事長・業務執行理事・施設長を除く）及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席等)

第5条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第6条 理事長及び業務執行理事、施設長には、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が監査指導業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員及びその他委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日より適用する。

2 この規程は、平成24年4月1日より一部改正適用する。

3 この規程は、平成28年4月1日より一部改正適用する。

4 この規程は、平成29年4月1日より一部改正適用する。

5 この規程は、令和4年4月1日より一部改正適用する。

6 この規定は、令和6年3月24日より一部改正適用する。

別表 1 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償額 |
|-----------|-------|-------------|
| 理事会出席報酬等 | 8,000 | 3,000~5,000 |
| 監事出席報酬等 | 8,000 | 3,000~5,000 |
| 苦情対応第三者委員 | 8,000 | 3,000~5,000 |

別表 2 (日額)

| 名 称 | 実費弁償額 |
|---------|-------------|
| 評議員会出席等 | 3,000~5,000 |

別表 3 (日額)

| 名 称 | 実費弁償額 |
|--------------------|-------------|
| 評議員選任・解任委員会 出席等 | 3,000~5,000 |

別表 4

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償額 (日額) |
|-----------|---------------------|-------------|
| 理事長業務報酬等 | (年額) 2,400,000以内 | 3,000~5,000 |
| 業務執行理事報酬等 | | 3,000~5,000 |
| 施設長業務報酬等 | | 3,000~5,000 |
| 監事監査指導報酬等 | (日額) 10,000 | 3,000~5,000 |
| 苦情対応第三者委員 | (日額) 8,000 | 3,000~5,000 |

別表 5 (日額)

| 旅 費 | 宿泊費 | 報 酬 | そ の 他 |
|-----|--------|--------|-------|
| 実 費 | 20,000 | 15,000 | 実 費 |